**人員及び設備に関する基準について【居宅介護支援】**

**(1)人員に関する基準の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 資格要件 | 配置基準等 |
| 管理者 | ※主任介護支援専門員(下記参照) | 専らその職務に従事する常勤の者１名 |
| 介護支援専門員 | 介護支援専門員 | 指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の者１名以上 |

**※【管理者の資格要件について(介護保険最新情報vol.843(R2.6.5))】**

**１　管理者要件（改正省令第１条）・・・令和３年４月１日施行**

令和３年４月１日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする。

ただし、以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。

〇　令和３年４月１日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の「管理者確保のための計画書」を保険者に届出た場合

なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を１年間猶予する

とともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長するこ

とができることとする。

（※）不測の事態については、保険者において個別に判断することとなるが、想定さ

れる主な例は次のとおり

・本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生

・急な退職や転居 等

〇　特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得でき

る場合

**２ 管理者要件の適用の猶予（改正省令第２条）・・・令和２年６月５日施行**

令和３年３月31日 時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和９年３月31 日まで猶予する。

【注】

①「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（３２時間を下回る場合は３２時間を基本）に達していることをいう。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第１項、同条第３項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働 基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

②「専ら従事する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該事業以外の職務に従事しないことをいう。

③介護支援専門員の数は、事業所として担当する利用者数に応じて（利用者の数が３５人又はその端数を増すごとに１名）増員することが望ましい。うち１名は常勤の者であることが必要です。なお、増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。

**(２)設備に関する基準の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 設備 | 内容 |
| 事業の運営を行うために必要な広さの区画 | ・専用の事務室を設けることが望ましい。(他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業との同一事務室であっても差し支えない。)  ・相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保すること。 |
| 必要な設備・  備品 | ・居宅介護支援事業を実施するために必要な設備・備品  　（例）机・椅子・鍵付き書庫等 |

**【人員基準等について】**

**○居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスにおける人員基準等について、詳しくは大阪府条例、市町村条例及び厚生労働省令等をご参照ください。**

**【厚生労働省令等<参考>】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 基準 | 解釈通知 |
| 居宅 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年 厚生省令第37号） | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  (平成11年 老企第25号) |
| 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号） |
| 居宅介護支援 | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  （平成11年 厚生省令第38号） | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について  （平成11年 老企第22号） |
| 地域密着 | 指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  （平成18年厚生労働省第34号） | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  （平成18年 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号） |
| 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  （平成18年 厚生労働省令第36号） |